

陸上自衛隊秋田駐屯地などからの
自衛隊イラク派遣反対に関する意見書

北海道の陸上自衛隊北部方面隊からの自衛隊イラク派遣に続いて、8月には秋田駐屯地を含む陸上自衛隊東北方面隊からの派遣が計画され、それに先立ち、復興業務支援隊として、秋田駐屯地からの1人を含む41人が派遣される予定となっている。

しかし、米英軍のイラク戦争は、その理由とされた大量破壊兵器が存在せず、その後の軍事占領統治、一般住民の死傷者多発、そして収容所での非人道的な虐待・拷問の事実などによって「フセインからのイラクの解放」などの大義に疑問を抱かざるを得ない状況となっている。また、スペイン軍がイラクから撤退し、新たな派兵中止や撤退を表明する国も相次いでいる。

一方、我が国では、自衛隊派遣の根拠としたイラク特措法の審議において「戦闘地域には自衛隊を派遣しない」と明言してきたが、サマワの自衛隊宿営地付近に迫撃砲弾が打ち込まれ、さらに、自衛隊を警護するオランダ軍は、イラク人と交戦しており、イラク全土が「戦闘地域」と言える。自衛隊の活動が「人道復興支援」であっても、自衛隊は占領軍に組み込まれたものとして、敵視するイラク国民がいることも否定できない。

イラクへの自衛隊派遣は、憲法や「自衛隊は、わが国の平和と独立を守り、国の安全を保つため…わが国を防衛することを主たる任務とし、必要に応じ、公共の秩序の維持に当る」とする自衛隊法から逸脱しており、多くの自衛隊員は、募集や入隊勧誘の際、武器を携帯して他国に派遣される任務は想定していなかったはずである。

憲法で戦争放棄を宣言した日本がなすべきことは、自衛隊をイラクに派遣することではなく、自衛隊も加わった米軍主導の軍事占領をやめ、国連主導でイラク国民自身による自主的・平和的解決に全面的に

協力することである。

よって、国においては、自衛隊員の生命と安全を守る立場から、陸上自衛隊秋田駐屯地などからの自衛隊イラク派遣を中止するよう強く要請するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成16年 6 月29日

秋田市議会

内閣総理大臣	小	泉	純一郎	様
防衛庁長官	石	破	茂	様
衆議院議長	河	野	洋平	様
参議院議長	倉	田	寛之	様